



“まだまだ元気だから” と先延ばしにしていますか？

遺言は元気なうちに！

「親が認知症になったので…」と相談にかけこまれるケースがよくあります。
認知症になってからでは、実は遅いのです！



遅いって、どういうこと？

遺言が必要とは知ってたけど、病気になって不安な時に「書いて」とは言えないし…

なぜ早めの遺言作成が必要か、それは

ご自身がどんな内容を書いているか判断できることが条件だから！

テレビドラマで、遺言書をめぐってこんな場面を見たことはありませんか？

「おばあちゃんは全部私にくれるって言ってたのに！」

ご自身が一人で作成できる自筆証書遺言は、証人がいないため、本当に本人が書いたのか、作成時に判断能力があったのか、後で争われるケースもあります



そこで近年増加傾向なのが
公正証書遺言という方式です

公正証書遺言のメリット

- 法律のプロである「公証人」が公正証書を作成するので形式面でのミスによる遺言の無効が防げる
- 公証役場が遺言の原本を保管するため紛失や改ざんのおそれが極めて少ない

公証人が
判断能力も確認します



遺言には、書き方のルールが多々あり、基準を満たさないと無効になってしまいます。

どんな風にも書けばあなたの希望が実現できるか遺言のプロである私たちがサポートいたします！

